

に特別の負擔を課することがない。縱令賣買手数料又は特別負擔を課することあるも、それは賣買に要する實費又は契約履行に必要な經費を超過するものではないのである。是れ歐米取引所の組織に伴ふ當然の歸結であらねばならぬ。

第二節 取引所の會員

五三、株式取引所の會員

取引所はその性質上獨占的の經濟機關であるから、之が賣買の主體たる商人は政府の免許を得たる特許商人又は之に類する特殊商人に限らるゝことは當然である。會員を以て取引所を組織してゐる歐米取引所においては、その市場の賣買主體は會員に限らるゝこと勿論である。唯だ例外として會員外の專業商人の賣買を默認する場合がないでもない。而して株式取引所の賣買者即ち仲買人には自ら二種の區別がある。

第一 自由仲買人 謂ゆる自由仲買人とは政府の免許を要せずして仲買人た

り得るものをいふのであつて、英、米取引所における總ての仲買人及び獨、佛における一部仲買人がそれである。蓋し純然たる自主主義の英、米國取引所特に倫敦株式取引所においては會員の數を制限しないけれども、入會候補者の選定を嚴密にし、且つ原則として新會員は、店員より會員となるものを除き、舊會員の會員席 (seat) を譲受くることを要するが故に不確定ではあるが事實に於て會員數を制限してゐる。(註一) 又同じく自主主義の米國取引所特に紐育株式取引所においては會員數を制限してをり(現在千三百七十五人)且つ會員席の讓渡を許すも、新會員の入會には極めて嚴正なる詮衡を爲すのであるから、形式的の要件に依り政府の免許を受くる者と同日の談ではない。然しながら英、米共に會員は一且入會の承認を得た以上は別に政府の免許を受くる必要なく、又營業上何等の干渉をも受くるものではない。且又會員は自己の欲する所に依り問屋業たる賣買人 (Jobber or Dealer) たるも、仲立業たる仲買人 (Broker) たるも自由であり(倫敦株式例)(註二) 或は普通仲買人 (Broker) となるも、或は二弗半仲買人 (Two Dollars-half Broker) となるも勝手である(紐育株式取引所の例)。又獨逸に於ける自由仲買人 (Freie Makler) 佛蘭

西における私營仲買人(Collisiers)の如きは政府の免許を要しない自由營業である。余は是等を總稱して自由仲買人と呼ぶのである。

第二 免許仲買人 官治主義を採る大陸諸國の取引所仲買人は政府の免許に依るものである。伯林取引所にては之を相場仲立人(Kurs Makler)と呼び、巴里株式取引所にては之を株式仲立人(Agent de Change)と稱してゐる。相場仲立人は又之を宣誓仲立人(Vereidete Makler)と呼び法律の規定に依り正式に政府の任命した仲買人であつて相場決定の特権を有し、各種の義務を負ふものである。(註三)又株式仲立人は取引所委員會の推薦に依り大統領の任命したもので、公債株式その他取引所が上場を許諾した各種證券を賣買し、又他人の計算において手形その他商業證券の取引を爲し、その相場を決定するの特権を有するも、他人の委託に依る賣買仲介の外、一切自己の計算を以て賣買を爲すことを得ない、是れ仲買人といはずして仲立人と稱する所以である。

然しながら官治主義の取引所と雖も市場の賣買取引を免許仲買人に獨占せしめてはゐない。蓋し免許仲買人の主たる職務は相場の決定に在るが故に、公

定相場の決定に關係なき部類の賣買取引は免許仲買人にあらざる者にも爲さしめて差支へないのである。例へば前述せる伯林取引所の自由仲買人又は巴里株式取引所の私營仲買人の如きそれである。但し是等の自由仲買人と雖も、當該商人團體の一員たること勿論である。

【註一】倫敦株式取引所の會員數は不定であるが戦前にて約三千人であつたが、最近の調査に依れば約五千人である。その中取引所へ入場する権利を有するものが二千五百人であるといふ。

【註二】ブローカーとジョッパーの區別

一、ブローカーはジョッパーと組合を作ることを得ず。
二、ジョッパーは失敗したブローカーの顧客と契約還元の場合の外直接公衆と取引することを得ず。

三、ジョッパーは自己の計算を以てのみ賣買する。

四、ブローカーはその顧客の意思に依つて賣買を爲す代理人である。(固より屢々自身のためには賣買することもある)

五、ブローカーは午前の立會中各市場に奔走して客の注文を執行する者であるが、ジョッパーは通常取引所の一定場所に座を占め彼の最も精通せる株式又は債券の一に就て投機を爲すものである。

【註三】相場仲立人の營業上の制限

一、相場仲立人はその受けたる委託を執行するに必要な限度においてのみ自己の計算を以て又は自己の名において賣買取引を爲すことを得。

二、相場仲立人は政府が例外を容認せざる限りその他の營業を爲し又は合資会社の社員となり若しくは匿名組合員となりてその他の營業に關與することを得ず、又他の商人の支配人代理人又は商業使用人となることを得ず(獨逸取引所法第三十二條)

五四、物産取引所の會員

物産取引所の會員制度は株式取引所のそれに比し稍や複雑である。今英米獨に別けて述べれば次の如くである。

(イ) 英國物産取引所の會員制度

英國における物産取引所の典型となつてゐるのはリヴァプール棉花取引所(Liverpool Cotton Association Ltd)であるが、同所は一八八二年に有限責任組合として設立せられたものである。同所の會員數は英國の他の取引所における如く定員を設けないが、大戰前において約五百七十人であつた。而して會員たる資格は聯合王國內において棉花業に従事する二十一歳以上の店主とし、且又亞米利加合衆國の紐育又はニューヨークレアンズ若しくは他の棉花取引所における商人も

會員たることを許し、更にハーヴルの棉花取引組合員及びブレームン棉花取引所會員をも外國に居住するに拘らず、會員たることを許してゐる。斯くしてリヴァプール棉花取引所は世界における棉花取引の中心市場となつてゐるのである。勿論會員となるには種々の要件を充たさねばならぬ。即ち第一に棉花組合の株式とリヴァプール銀行の株式とを各一株宛を取得し、入會金を支拂つた上にて會員總會の投票に依つて決せられる。而して取引所は固より株式會社組織であるが、普通の株式會社と異り、業務の經營は總て委員制度を以てする。即ち訴訟委員、仲裁委員、格付委員、亞米利加相場委員、取引監査委員等があつて各事務を分擔し、別にリヴァプール棉花銀行と聯絡して清算所が附設され、契約書の取交はし支拂及び會員間の決済を簡便ならしめてゐる。蓋しその經營組織は可なり複雑であるが、巨額の現物及び先物取引を遂行し、世界における最も完全なる物産市場として圓滑なる運用を保證するためには必要なる施設とされてゐる。

(ロ) 米國物産取引所の會員制度

亞米利加の物産取引所は英國のそれと同じく事實において私設組合であつて、その會員の選擇には特に嚴密な注意が拂はれてゐる。而してこの會員の選擇に就ては法律に依り適當と認められた制限が設けられてゐるのは英國と少しく趣を異にする點である。尤もこの制限方法はその取引する物件の異なるに従ひ、各取引所に依り一樣でないが、大體において三種の方法が用ゐられてゐる。第一に十二名の入會審査委員において加入申込の審査を爲し、更に重役會において審査すること。第二に新會員たる證書の發行に際し高き手数料を徴收すること。第三に會員數を制限することがそれである。例へば紐育物産取引所においては入會申込に對し最初に入會委員が決定し、次に支配人會において選舉する仕組である。取引所の内規に依れば入會申込に對しては會員二名の請求に依り十日間取引所内に掲示され、入會審査委員に依り承認され、次に支配人會の投票に附せられると規定してゐる。ダラス(Dallas) オマハ(Omaha)及びカンサス(Kansas) 諸市における穀物取引所においては會員數の最低數を各二百名と定めてゐる。會員權は讓渡を許されてゐるから、新會員たらんとするものは會員權

を所有する者よりその會員證を讓受けねばならぬ。そして入會讓渡手数料を徴收せらるゝが、比較的高率であつて紐育物産取引所では五十弗である。蓋し各取引所においては會員數を規則上制限はしてゐないが、斯る方法に依り事實においては現在數を増加せしめない様にしてゐる。而して亞米利加の取引所會員權は高價に賣買せらるゝことが一つの特徴である。之は取引所の信用を厚くし、會員の素質を向上せしめるために必要な方法とされてゐる。ウエルド教授に依れば亞米利加における主要物産取引所十箇所の會員數は五十二人乃至二千人、その會員權利金は五十弗乃至四千弗に値してゐる。

(ハ) 獨逸物産取引所の會員入場者及び仲買人

獨逸取引所法は會員を以て取引所構成の要素としてゐない。然しながら取引所は商業會議所又は商人團體に依つて設立管理されてゐるから、是等の團體員は當然取引所の構成分子となるのである。尙又獨逸における數種の取引所は英國の如く會員組織制を採つてゐるから、會員外の者の取引所に出入し賣買取引を爲すことを禁ずるが故に、會員は取引所構成の要素となつてゐる。然ら

ば取引所における賣買の主體は何であるかといふに、前記會員組織取引所はいふまでもなく、會員のみが賣買の主體となり得るのであるが、斯る組織を採らない多くの獨逸取引所は入場者の内、賣買を許されてゐる者が主體となり得るのである。而してこの入場者 (Börsenbesucher) は如何なる資格を有する者であるかといふに、獨逸の取引所法では取引所の公開性に鑑み、その入場者を頗る寛大に許可することゝしてゐる。即ち取引所法第七條(後掲)には取引所に入場することを得ざる者の條件を定めてゐるが、この條件に牴觸せざる者ならば入場し得るのであるから、他國の制限に比し非常に寛大である。尤も取引所はその定款を以てこの排除原因を規定することが出来るし、州政府は特別の場合に限り取引所機關の申立に依り入場禁止に關する例外を設けることも出来る。

五五、會員たる資格

會員たる資格に就ては各國共種々の制限を設けてゐる。最も簡單なるは紐育株式取引所であつて、年齢二十一歳以上の合衆國公民たることの一條件あるのみである。倫敦株式取引所においては稍や複雑である、即ち同所の會員は毎

年舊會員の再選及び新候補者の入會を決定するのであるが、新入會候補者の資格は凡そ次の如くである。

- 一、滿二十一歳なること、但し會員二人又は三人の紹介を要す。
 - 二、株式取引所以外の營業に従事せる商人若くはその手代、妻が營業に従事せる者、株券を取引する機關の會員又は出資者は被選舉權を有せず
 - 三、破産者、破産の爲め支拂命令を受けたる者、債務支拂不能と確定せられたる者及び債權者と和解してその債務を免れ債務額全部の支拂を爲さない者は被選舉權を有せず
 - 四、破産したること、債務支拂不能者となつたこと又は債權者と和解してその債務を免れたこと二回以上に及ぶ者は被選舉權を有せず
 - 五、外國臣民たりし者にして入會を欲する者は英國領土内に十ヶ年間居住し申請の日以前五ヶ年間引續き領土内の歸化民たることを要す。(註四)
- 次に佛蘭西の取引所令(一八九〇年十月七日大統領令)に依れば取引所の仲買人たることを得ざる者次の如し。

- 一、佛國臣民に非ざる者
 - 二、滿二十五歳に達せざる者
 - 三、公權私權を享有せざる者又は兵役の義務を盡さざる者
- 而して仲買人(仲立人)は取引所委員會より推薦する者であるから、取引所の内部規定においてその資格を定めてゐる。巴里株式取引所においては前記第一及び第二項の外第三項として銀行頭取又は商會の社長數名調印して本人の信用と業務の練達とを保證したる身分證明書を有することを加へてゐる。
- 更に獨逸取引所法においては取引所に入場することを得ざるものとして左の數項を掲げた。(獨逸取引所法第七條)
- 一、女子
 - 二、公權を有せざる者
 - 三、裁判所の命令に依り自己の財産の處分に付制限を受けたる者
 - 四、詐欺破産の判決を受けその判決確定したる者
 - 五、單純破産の判決を受けその判決確定したる者

- 六、支拂不能の状態に在る者
 - 七、名譽裁判所の確定判決又は即時に效力を生ずべきことを宣言したる判決に依り取引所入場禁止の言渡を受けたる者
- 蓋し獨逸に於ては以上の資格に缺くることなく且つ取引所理事會の承認を得れば市場に出入することを得るも、是れ普通の賣買者にして固より免許を得たる仲買人(相場仲立人)ではない、相場仲立人は、別に定むる規定に依り政府の免許を受けねばならぬ。

五五、會員席(Member)

會員席は仲買人の唯一の特權であり、又その營業所を意味するものである。而して會員數を制限したる取引所はいふまでもないが、表面上制限せざるも事實において制限した取引所においては仲買人たる資格を得るには會員席の獲得が必要條件となる。是において會員席には自然にその權利價格を生ずるに至り、或は公然賣買せらるゝものもある。會員權の最も高價なるは巴里株式取引であつて紐育株式取引所に次ぎ、倫敦株式取引所も亦權利價格を生じてゐる。

【註四】倫敦株式取引所の入會條件

會員たるには少くとも四年間取引所の事務に従事したる者(手代)に在りては入會金として三百ギニー(一ギニーには二十一先)を支拂ひ、會員二人の保證人を有しその保證金を四年間三百磅までの損害を負擔することを要し、尙その後毎年會費五十ギニーを支拂はねばならぬ。以上の如き特別の經驗なき者は入會金六百ギニーとし、三名の保證人は各五百磅を保證し、毎年の會費は百ギニーとする。

ジョッパバー及プロローカーは廣告を爲すことを得ない。プロローカー又は株式取引人として廣告を爲すものは株式取引所の會員にあらず、又委員會の管理下に在るものでないと株式取引所の公報に掲げてゐる。

【註五】倫敦紐育、巴里、東京各株式取引所の會員權價格は精確には知り難きも次の如くである。

- 一、倫敦株式取引所 過去數年間は五磅乃至二千磅の間を往來してゐたが現在(一九二九年三月)では千二百五十磅を唱へてゐる。
- 二、紐育株式取引所 株式市場の消長に依り高下あり一九二〇年一月には十一萬五千弗、一九二七年十一月には三十萬弗、一九二九年二月に會員數二百七十五名を増加して一千三百七十五名と爲した際、取引所は新會員權價格を十二萬五千弗と評價した。而して右權利落會員權賣買平均價格は三十五萬二千八百七十一弗であつた。更に一九三〇年の最高價格は四十八萬弗最低價格は二萬五千弗であつた。
- 三、巴里株式取引所 一九一四年頃百七十萬法を唱へたが最近は一三三萬法と稱せられて

ゐる。

四、東京株式取引所 東京株式取引所の取引員權價格に就ては確實なる記録なきも最初二千圓位の價格を有したといふことである。歐洲大戰後の好況時代には三十八萬圓を以て賣買された事實あり、その後三十二萬圓、十九萬圓等の取引あり、是等は家屋、電話、顧客等を含むものである。大正十三年六月に至り取引員組合は取引員の權利價格を保證し一般取引員七萬五千圓、短期取引員二萬五千圓と爲したが、市場の賣買價格も大體之を標準としてゐる。

五七、會員(仲買人)の補助者

取引所の賣買主體はその會員たる仲買人たることいふまでもないが、市場に集中される巨額且つ多數の賣買注文を是等制限されたる少數仲買人に依りてのみ處理せんとするのは不可能である。是に於てこの仲買人の賣買事務を補助する者を必要とする代理人、手代等が即ちそれである。但だ會員の意義に就ては英、米の如く之を嚴密に賣買主體に限るものあり、獨、佛の如く之を廣義に解するものもあつて同一でない。又紐育株式取引所の如く賣買主體として一切代理行爲を許さないものもあるが、概していふと賣買主體となる仲買人はその

賣買業務執行のため市場代理人又は手代を使用することを許されてゐる。

倫敦株式取引所にては手代を代理手代(Authorised Clerks)、普通手代(Unauthorised Clerks)、清算所手代(Settling Room Clerks)の三つに別ち、仲買人は個人會員又は組合に應じて各一定數の手代を使用することを得る。(註六)又會員は委員會の許可を得て他の會員を自己の手代として使用することが出来る。手代は左の資格を有し委員會の許可を得るを要する。

- 一、代理手代に在りては年齢二十一歳、普通手代及び清算所手代に在りては十七歳に達し總てその他の點において取引所會員として入會被選舉資格を有すること
- 二、最近使用者より満足なる人物證明書(Satisfactory Reference)を得たる者
- 三、手代たるの豫備知識を充分に有する者

佛國取引所令にては仲買人は委任狀に基き代理人(Mandatario)を置くことを許してゐる。又仲買人組合を有する取引所の仲買人は委任契約の範圍内に於て賣買取引を爲す特別代理人(Commiss Principal)を置くことを得る。特別代理人は委

託者の名と責任とにおいて賣買取引を爲し自己の計算を以て之を爲すことを許されない。巴里株式取引所の仲買人は代理人及び特別代理人を使用してゐるが、特別代理人は各仲買人に付六人に限られてゐる。獨逸の取引所は會員を有せず且つその市場入場も比較的容易であるが、會社、商店組合及び銀行の使用人は一ヶ年の期限を以てその代表者の名と計算とを以て賣買取引を爲すために入場することを許される。斯種の入場許可は取引所理事會に於て隨時自由に許否し得るものであるが、若し是等の使用人が自己の計算を以て賣買した場合には當然その許可は取消される。

【註六】倫敦株式取引所の手代使用定員は左の如し。

個人會員	代理手代	普通手代	清算所手代
組	一	二	二
合(Comm)	二	三	四

但し會員を普通手代として使用する場合には右の定員を超ゆることを妨げない。會員を代理手代として使用する場合には右の定數を超ゆることを妨げないけれども個人會員に在りては一名を限度とし組合に在りては二名を限度とする。

第三節 取引所の賣買取引

五八、賣買物件の種類

取引所の賣買客體は經濟社會に於て賣買交換の目的たり得る物であるけれども、取引所が大量物資の需給市場たる點よりしてその種類は著しく制限せられる。歐米取引所に於て賣買取引せらるゝ物件は大體において有價證券と物産(商品)との二つと爲すを常とする。而して先づ有價證券中取引所の賣買物件となるものは公債、社債、株式及び手形の四種と爲す、以下各種有價證券に就きその賣買物件としての特質を説明するであらう。

第一 公債(Public Loan)

公債は國又は地方自治體の發行に係るものにして國の發行したるものを國債と言ひ地方自治體の發行したるものを地方債と言ふ。更に之を發行者の内外に分ちて内國債と外國債と爲すことを得る。公債はその形式及び實質上から區別すれば種々の分類があるけれども、之を單に市場賣買取引の上から區別す

れば長期債と短期債との二種と爲すを便宜とする。長期債は償還期の長さもにして、多くは確定公債である、その償還期も固より一様ではないが、少くとも十年以上の期限を有するものを指し、公債中永遠公債に次ぎ信用厚く且つ價格の變動少なきため長期の投資に適するものである。短期債とは償還期の短きもので、度々借換を必要とするものをいふ。故に多くの場合流動公債にして、國庫の一次的收支適合のために發行され、その期限は少きは一年度以内多くとも十年を超えないものである。この短期債は時の金融事情に支配せらるゝこと多く、その發行條件はその都度變更を免れないものである、故に短期の投資に利用せらるゝの傾向が多い。

歐米諸國の公債には償還公債 (Redeemable debt, Tilgungsschulden) と永遠公債 (Perpetual debt, Rentenschulden) との重要な區別がある。償還公債とは普通の元利償還公債にして、永遠公債とは一に利息公債と稱せられ、政府は法律上元金償還の義務を負はず、豫告に依り又は豫告なしに元金を償還し得る權利を保留し、單に年々の利子支拂を義務として規定するものをいふのである。故に公債の所有者

は恰も會社株式の所有者と相似たる地位に立つもので、理想的の公債として推賞せられ、歐洲諸國には相當多額に發行せられてゐるが、資本充實せず國家の信用低き國に於ては到底實現し難い。尙又世界的取引所には外國債が盛んに賣買される、之には外國貨幣にて發行されて輸入されたものあり、内國貨幣にて發行されたものあり、或は債權國の貨幣にて發行されたものあり、或は又債務國の貨幣にて發行されたものもある。而して之が賣買取引は爲替相場の關係を含むが故に甚だ複雑であるが、それ丈け賣買上の興味があつて動もすれば投機化することを免れない。

第二 社債(Corporation Bonds)

株式會社又は銀行の發行した私債を社債といひ、銀行社債を特に銀行債券ともいふ。社債には多くの種類あり、今その主なるものを擧ぐれば次の如し。

(一) 擔保附社債(Mortgage Bonds)は社債の發行に當り債務の擔保としてその會社所有の不動産又は動産を以て抵當權を設定したものをいふ、工場財團を抵當とせる社債はその適例である。斯種の社債はその擔保物の種類に依り種々の名

稱がある。蓋しこの場合において銀行又は金融業者が引受受託し、その元利の支拂を保證するものであるから、社債權者に取つては最も安全な投資物である。

(二) 信用社債(Debenture Bonds)は一に無抵當社債と稱し、社債の發行に當り特別の擔保物なきものをいふ。故に社債權者は會社の一般財産に對し單に社債權者たる權利を執行し得るに過ぎないのである。されば斯種の社債は利率高く且つ短期なるもの多く、會社の財政整理のために發行せらるゝを普通とするから、投資上稍や危険を帶ぶるものである。

(三) 割増金附社債(Premium Bond or Lottery Bond)は社債の償還に當り抽籤を以て券面金額以上の割増金を附與するものをいふ。蓋し斯種の社債は公衆の射倖心を挑發し賭博に類するものあるが故に普通の會社には許されない。

第三 株式(Stock or Share)

株式は營利的資本團體たる株式會社がその資本を分割して各株主の責任額を定めたものである。この株式を證券と爲したものを株券といふ。而して歐米諸國に行はるゝ株式はその發行の方法に依りて種々に分類される。

(二) 未發行株と發行株 株式が發行されたるや否やに依る區別であつて左の三種がある。

(イ) 未發行株 (Unissued stock) 會社が株式發行の權利を得てゐるに拘らず、未だ實際に發行の手續を終らないものである。随つて斯る株式は新株主を募集し得る權利を表示するに過ぎないで、未だ株式の價值を有せない。斯種の株式は社債を株式に振替ふるため、又は新規事業を買収するために會社において保留せられてゐるのが普通である。故に現實の株式權利を伴はず、又會社の財産でもない。

(ロ) 發行株 (Issued and outstanding stock) 既に會社設立の權利を得たるのみならず、現實に株式の發行を爲し、發行會社の手より株主の所有に移つたものをいふのである。

(ハ) 金庫株 (Treasury stock) 既に發行された株式ではあるが現存しないものである。即ち會社が買收、贈與又は負債整理に依つて受領したる株式である。故に一面から觀れば會社の財産と看做すことも出来るが、會社又はその代表者が之を所有する間は配當も受けず、又株主總會に於ける議決權をも行はないのである。

換言すれば金庫の中に藏置される株式なのである。

(二) 拂込完了株と拂込未済株 株式が拂込を完了せるや否やに依りてこの區別を生ずる。

(イ) 拂込完了株 (Full paid stock) 法律の規定に依りその券面金額が全部拂込まれ、株主は當該株式に對し法律上の責任を持たないものである。

(ロ) 拂込未済株 (Assessable stock) 株主が券面金額の一部を拂込み全部の拂込を了らざるものをいふ。随つて券面額と拂込額との差額は株主の責任として残つてゐるものである。或は又特に債權者に對し券面金額以外に一定の責任を負担せしむるものも之に屬する、例へば米國の國立銀行株 (National bank stock) の如く券面金額の倍額迄の責任を株主に負はしむるはそれである。

(三) 普通株と優先株 株主の權利に等差を設けて發行すると否とに依りこの區別を生ずる。

(イ) 普通株 (Common stock) 優先株又は之に類する株式の存せざる場合において會社の財産及び配當に就て平等に權利を實行し得るものをいひ、又優先株又は

之に類する株式ある場合においては以上の権利に就き第二次的の地位を保有するものである。

(ロ) 後取株 (Deferred stock) 英國に於て普通に發行せらるゝ株式であつて、その名の示す如く他の混合株式又は特殊社債に對し一定の配當又は利子が支拂はれた後にこの株式に對し配當を行ふものをいふのである。斯種の株式を有する會社の株式は通常株、後取株の二種に區別するを普通とする。即ち後取株は通常株に一定率の配當を支拂つた後に支拂ふものにして、若し通常株に配當なければ無配當に据置くのである。故に之を据置株ともいふ。

(ハ) 優先株 (Preferred stock) 株主が普通株主に對し配當、財産又は議決権の一又は二或はその凡ての優先権を保有する株式にしてその特權の異なるに従つて左の如き數種がある。

1、配當優先株 (Dividends) 之は普通株に對し配當上の優先権を有するものにして、それが累積的なるや否やに依つて更に二種に別たれる。

a、累積的配當株 (Cumulative dividends) 會社が一定の配當を爲すべきことを約

しながら營業の都合に依り一年間之を爲すことを得なかつた場合は之を次の年に追ひ送り、次年度に普通株が配當を受くるに先だち前年未拂の配當と共に優先株に支拂ふものを累積的配當優先株といふのである。

b、非累積的配當株 (Non-Cumulative dividends) 若し本年度に配當が支拂ひ得なかつたとしても之がため次年度における普通株の取分を侵すことなきものを非累積的配當優先株といふ。即ち優先配當は單にその年に限るのである。

2、財産優先株 (Assets) 會社解散の場合にその財産の處分に就き優先権を持つものをいふ。大規模な工業會社に於てはこの方法に依りその會社財産の分配方法を定むることを必要とされてゐる。然し實際に鐵道會社などにおいては工業會社における如くこの方法は行はれてゐない。

3、議決権優先株 (Voting power) 普通株は往々優越なる議決権を保有してゐるが、優先株が全議決権を占有する場合もないではない。之に反し優先株は特殊の事件に就き優先的議決権を有することと少くない。即ち普通には固定負債を起し又は之を増加する場合、或は優先株それ自身の發行を擴張する場合の如き

それである。斯る變更を行ふ場合には優先株三分の二乃至四分の三の多數を以て決せらるゝを例とする。

4、配當資金優先株(Creation of dividend funds)種々なる優先株を有する会社がその配當を保障するために謂ゆる配當資金なるものを設定することがある。例へば第一及び第二の兩優先株ある場合において兩優先株は普通株に先だち、第一優先株は第二優先株に先だち、その配當資金より配當を受くるの類である。又或る場合には財産に對する優先権を定むることもある。

5、特殊優先株(Special feature)以上の外優先株には特殊形式を有するものがある、即ち左の如し。

a、買收優先株(Callable feature)会社が優先株を額面又はそれ以上にて買收し銷却し得ることを條件とするものにて、会社の營業狀態が改善された場合に優先株を無くして普通株の地位を改善せんがために斯る條件を附することがある。固より会社の義務ではなくしてその特權に屬するものであるから、株主に取つては不利益のものである。

b、乗換優先株(Convertible feature)買收優先株と反對に株主に取り利益なるものである。即ち優先株主は或一定條件の下においてその株式を普通株に又は他の優先株若くは社債に乘換へ得る選擇權を保有するものである。

c、參加的優先株(Participating feature)株主は單に一定の配當を優先的に取得するのみならず、会社の利益及び財産に就ても種々なる方法に依つてその分配に與ることを得るものをいふ。故に優先株中最も重要なものである。

この外優先株に類似せる株式の種類として利付株式(Interest bearing stock)特殊株式(Special stock)配當保證附株式(Guaranteed stock)發起人株式(Founders stock)償還期附株式(Debenture stock)等あるも一般に行はるゝものではない。(S. S. Huebner, Stock Market, Appendix I, pp 407—416)(註III)

【註III】特殊株式は配當を四分以下とし一定年期限後に償還する條件のものにしてマサチューセッツ州に行はる。發起人株式は發起人たる株主が特別の利益を享くるものをいふ。償還期附株式は一定の利子を支拂ひ一定年期限内に償却するものをいふ。

第四 手形(Bill)

歐米株式取引所においては内國手形及び外國爲替手形の賣買を爲すものが

ある、伯林取引所及び巴里株式取引所の如き大陸の株式取引所において見るところである。更に又有價證券擔保の短期及び長期貸付も行はれる。蓋し株式取引所は金融及び有價證券流通の中樞機關なるが故に、獨り公債、社債、株式の如き利附又は配當附有價證券のみならず、債權證券たる手形も亦この中心市場に於て賣買せらるべき性質のものである。而して内國手形の賣買に依りて市場金利は決定せられ、又外國手形の賣買に依つて外國爲替相場が決定される。即ち手形の賣買は一面には國內金融を疏通し、資金の流通を圓滑ならしめ、因て以て公平なる金利を決定し、他面には國際金融の調節及び國際間の貨幣購買力の比價を表示するに至るのである。株式取引所は之に依り經濟社會における中樞的流通機關として最も重要な機能を發揮することが出来るのである。然しながら各國經濟事情を異にし、その經濟機關は各その發達の歴史を異にしてゐるから、凡ての株式取引所が一樣に斯る機能を有するものではない。

伯林取引所の自由市場においては手形の取引(Privat diskont)が行はれる。即ち内國手形にして額面五千馬克以上、割引期間五十日乃至六十日長きは三ヶ月

以内のものを割引の方法に依つて賣買する。その割引歩合は手形の需要供給并に手形の良否に依つて決するが普通に國立銀行の公定割引歩合たる銀行利率(Reichsbankdiskontsatz)より低いものである。又政府の大藏省證券をその市場において賣出すことが行はれる。歐洲大戰前には外國爲替手形、外國貨幣、紙幣銀行券及び小切手等が取引せられたが、戰爭中一時之を禁止又は制限してゐたけれども、その後漸次戰前の状態に復し、一九二五年聯合國賠償問題解決後は盛に外資を輸入して外國證券の賣買が行はるゝに至つた。一九三三年一月ナチス政府樹立以來資本逃避防止爲替管理等に依り外國證券の賣買は事實において停止されてゐる。

第五 證券擔保貸付

證券擔保貸付(Securities Collateral Loans)は金融方法に屬するもので、直接なる有價證券の取引ではないけれども、有價證券の賣買に附隨して起るものである。伯林取引所において行はるゝところは日貸(Tägliches Geld)と定期貸(Darlehn auf festen Termin oder "festen Geld")とあり、前者は翌日拂のコール・ローンにして双方よ

り返還の請求又は通告をしないときは月末を以て支拂期限とする、後者は月末資金(Ultimogeld)と月末後資金(Geldharlehn einige Tage über den Ultimo)との二種あり、何れも擔保有價證券時價の五割乃至九割の信用を受くることを得、日貸に對しては時價の九掛を融通することがあるといふ。紐育株式取引所には手形又は外國爲替の賣買は普通に行はれないけれども、有價證券擔保貸付即ち證券金融は旺盛である。その主要なるものは左の二種である。

(一) コール・ローン(Call loan)又はデマンド・ローン(Demand loan) と稱し銀行がその手許に在る遊資を一時運用する方法として商業手形、公債證書、社債券又は株券(取引所に上場せられあるものに限る)を擔保として仲買人に貸付くるものにして、その期限は翌日拂を原則とする。蓋し同所の賣買取引は從來翌日受渡のもの大部分を占めてゐたから、之が金融のために短期の資金を必要とするからである。このコール取引仲買人をマネー・ブローカー(Money Broker)と稱し、その或者は貸手を代表し、或者は借手を代表し、又他の或者は兩者を兼ねてゐる。

(二) 定期貸 タイム・ローン(Time loan)と稱し三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月又は一年の期

限を以て一定の利率を以て銀行より信用を受くるものであつて、その擔保として借入金の二割又は三割を超過する有價證券を提供するのである。若し期限中にその證券價格が低落すれば銀行は増擔保を要求する、借手が之に應じなければ銀行は期限前と雖も直に擔保物を處分して元利金を回収することが出来る。然しこの定期貸付の取引は取引所の立會場で行はれずして借手の仲買人と貸手との間に直接に取引せらるゝか、又はマネー・ブローカーを介して行はれる。紐育市中銀行并に市外銀行はこの方法に依り定期貸を爲し、その利率はコール・ローンの變動に依つて高下する。以前は紐育市場に於ける有價證券擔保貸付(Security Collateral loan)の四割がこの定期貸付で、残りの六割がコール・ローンであつたが、歐洲大戰中短期資金の需要大なるため定期貸の割合は二割五分に下り、コール・ローンとの間に激烈なる資金の爭奪を來したことがある。

五九、株式の賣買取引種類

歐米取引所における賣買取引の種類は株式及び物産を通じて大別すれば現物取引、定期取引及び特權附取引の三種となる。先づ株式取引所において行は

るゝものに就き左に之を説明する。

第一 現物取引

賣買契約は期日に至り必ず現金現物の授受を要し、受渡の繰延又は差金の授受に依る決済を許さないものが現物取引である。英國(特に倫敦株式取引所において)にては之を Contract for money と呼び、賣買契約後直に受渡を爲すものである。その受渡期間は賣買者間に隨意決定するのであるが、商慣習上翌日正午迄とする。唯だ有價證券の現物取引は英國公債の外は行はれず、その多くは次の定期取引である。米國(特に紐育株式取引所において)にては之を "Cash" と呼び、契約成立の當日受渡を爲すものである。尙ほ翌日受渡又は翌日受渡の普通取引(Regular Way)をも現物取引と稱することあるも、之はその本質上寧ろ次の定期取引に屬するものといふべきである。佛國(特に巴里株式取引所において)にては之を Opération au Comptant と稱し、契約成立の當日に受渡を爲すを原則とするも、持參人證券は五日、登録證券は十五日間の猶豫があり、その期間内ならば何時にても受渡を要求し得るものである。獨逸(特に柏林取引所において)にては之を Per Kassa と呼び、契約成立の當日受渡を爲すものであ

る。別に翌日取引(Per morgen)、三日取引(Per Einigen Tage)の二種の現物取引あり、何れも契約成立の翌日又は翌々日に受渡を爲す取引である。

第二 定期取引

豫め受渡の期日を定めて賣買取引するものにして、現物取引とは異なり、この期間内に取組みたる賣買契約の賣と買とを相殺して差金の授受に依り決済を爲し、その決済尻丈けを期日に至つて現實に受渡するものをいふのである。故に之を差金取引(Differenzgeschäft)とも呼ぶ。英國にては之を Contract for the Account 又は Time Bargain と稱し、取引所における取引の最も普通なものである。その受渡期限は凡て二週間とし、取引所委員会は毎年九月の第一總會において次年度の決済日二十四日を決定する。而して特に決済日を特約しなかつたときはその決済は委員會の定めた一般の決済日において行ふべきものである。米國には定期取引の名稱はないけれども前述の普通取引(Regular Way)は曾て翌日取引であつたが今は翌々日取引となつてをり、孰れも定期取引と看做すべきものである。即ちこの取引は三日目受渡の取引ではあるが、清算受渡を爲す清算證券は

凡て差金決済に依るものであるから、その實質は定期差金取引である。佛國にては之を *A Terme* と稱し、その受渡期限は證券の種類に依り十五日と一ヶ月との區別があつたが、一九二〇年七月以來總て十五日決済即ち月二回の受渡に改められた。尙ほ一ヶ月決済のものは佛國公債、佛蘭西銀行株、佛蘭西土地抵當銀行株及び少數鐵道株であつた。獨逸にては之を *Zeit-Geschäft* と稱し、毎月末において受渡を爲す取引である。(大戰後の一九二五年十月以降一時月二回の決済としたことがあつた。)そして毎月末の受渡日は毎年取引所理事會において決定する。而してこの定期取引に二種ある、一を確定取引 (*Fix-Geschäfte*) と稱し、受渡日たる月末において受渡を履行すべき取引にして最も普通に行はるゝものである、二は隨時受渡取引 (*Geschäfte auf Tägliche Lieferung*) といひ、賣買當事者の一方が月末受渡までに何時にてもその前日の通知を以て受渡を爲し得る取引である。

第三 特權附取引

特權附取引は一に選擇取引といひ、或は歩金取引ともいふ。それは賣買者の一方が相手方に對し、その契約履行に就き選擇權を有する取引をいふのである。

英米にては之を *Option* 又は *Privilege* と稱し、獨逸にては *Prämien-geschäfte* 佛蘭西にては *Marchés à libes* 又は *Marchés à prime* といひ、その他各國の取引所に行はるゝものである。その方法に至りては大同小異であるから、今例を英國に取つて説明すれば次の如し。

特權附取引の方法は賣買者の一方が他の一方に對し特權料 (*Option money*) を支拂つて一定の値段を以て一定證券の一定數量を將來一定の時期において受渡取引する契約を爲し、該期日までに任意にその契約を履行し又は取消すことを得る特權を取得するのである。隨つて普通の定期取引においては當事者は契約履行に至るまでの間における相場變動の危険を無限に負擔せねばならぬが、この特權附取引に在りてはその損失は支拂つた特權料を限度とし、然かもその利益には制限が無いから投機取引における保險的方法として役立つものである。特權附取引は特權設定の方法に依り左の數種に別れる。

(一) コール・オプション (*Call option*) 買方が選擇權を買ふ場合にして買方オプション又は買掛と稱する。即ち買方は特權料を賣方に支拂ひ、相場が騰貴したと

きは期限内任意に契約の履行を賣方に要求することを得、又相場が下落したときは契約を取消すことも出来る。この場合において買方は相場の騰貴を豫想せるが故にその買値は時の相場より高き筈であるが、若し相場が反対に下落してもその損失は特権料と諸費用とを越えないものである。

(二) プットオプション(Put option)前と反対に賣方が選擇権を買ふ場合である之を賣方オプション又は賣掛といふ。即ち賣方は契約値段以下に相場が下落して利益ある場合には契約を履行し、その差益金より特権料と仲買手数料とを差引いた残りが純益となる。若し反対に相場騰貴した場合には契約を取消すから賣買上の差損はなく、唯だ特権料と手数料とを損するに止まるのである。

(三) ダブルオプション(Double option)又之をコール・エンド・プット(Call and Put)とも稱し、買掛と賣掛の兩選擇権を買ふものである。即ち特権者は一定の時期に一定證券の一定數量を一定の値段(賣買共に同値)を以て買ひ若くは賣る契約の何れかを履行し、又は兩者を取消すことを得るのである。されば相場の騰落が甚しい程利益は大となる代り、相場の変動少くして差益を生ずること少いときは

二重の特権料を損することゝなるが、それ以上の損失はないのである。

(四) コール・オヴ・モア又はプット・オヴ・モア(Call of more Put of more) 普通の買方オプション又は賣方オプションに對しその契約履行に際しその數量を二倍又は三倍と爲し得る特権を伴ふ取引である。故に之を追加オプション又は倍掛ともいふ。例へば買方倍掛の場合ならばその契約履行に當り引取るべき證券の數量を二倍又は三倍とすることを強制し得るものである。

以上の如く特権取引は賣買共に損失の程度を限定するが故に、投機取引の危険を軽減し得る作用を爲すけれども、動もすれば賭博取引に流るゝものであるから、獨逸の商品取引においては之を禁じたものが多く、又亞米利加の諸州には非特権取引法(Anti-Option Law)を發布して之を禁遏してゐる所もある。然し實際においては英、佛、獨、米共に尙ほ盛に行はれてゐる。紐育株式取引所においても表面之を禁止せるに拘らず、その賣買規定において株式及び債券の特権取引があつて賣方は契約期限内何時にても前日午後二時十五分までに通知を發して買方に證券を引渡して代金を要求することが出来る、又買方は期限内

何時にてもその代金を支拂つて證券の引渡を要求することが出来る。特権附取引の期限は各國共一樣でない、或は當日限りのものあり、紐育株式取引所にては四日以上六十日以内とするが、最も多く行はれるのは三四ヶ月程度のものゝ様である。(註七)

【註七】特権附取引に關する契約文の見本次の如し。

New York, Sept. 1916

For value Received, the bearer may call on one day's notice, except last day when notice is not required, 100 Shares of the capital Stock of the Anaconda Copper Mining Co. at 90—any time in 30 days from date.

All dividends for which Transfer Books close during said time go with the Stock. Expires at 2:30 P. M. Oct.—6, 1916

(Signed).....

右 譯 文

受領せる金額を以て特権者は最後の通知を要せざる日を除きて一日間の通知を以てアナコンダ銅山株百株を九十弗を以て今後三十日以内何時にても買受くることを得るものとす。同上期間内名義書換簿の締切日期間中に屬する凡ての配當金は當該株式に附隨するものとす。本契約は一九一六年十月六日午後二時三十分を以て満了するものとす。

一九一六年九月六日

紐育

署名

六〇、賣買手合の方法

既に述べたる如く取引所の賣買は一團の賣買者が互に賣値と買値とを競争して賣買契約を取結ぶものであるから、その賣買手合の方法形式に至つては各國の商慣習に依り一樣でないけれども、競争的に價格を決定し、賣方と買方とが對立する關係に於ては同一である。而して歐米取引所に於ける賣買方法は謂ゆる相對賣買にして、賣方と買方とが任意に値段と數量とを定めて賣買するのであるが、而かも賣方も買方も多數あり、その提供する値段及び數量も區々であるから、個々の賣買取組は種々雜多であるが、同一市場に於て組織ある方法の下に一團の賣買者が公然と行ふものなるが故に、賣買手合の進行するに従ひ漸次市場の傾向が一般賣買者に知れ亙り、斯くて公平なる相場が自然に表示される。但し獨佛の如く相場を公定する所に在りては特別の方法を以て仲立人が相場を決定するものである。

伯林取引所に於ける相場公定の方法は形式上、頗る嚴重なるものである。即ち相場公定權は取引所理事の有するところであるが、實際においては相場仲立

人之に當つてゐる。相場仲立人(Kurmakler)は市場内の自由仲買人より受けたる賣買注文を帳簿に記入し、成行賣と成行買、指値賣と指値買とを組合せて最も公平なる且つ最も多くの賣買を成立せしめ得る相場を決定する。仲立人はこの相場を以て取引所の公定相場室に至り、取引所監督官及び取引所理事と立會つて之を決定的のものとする。この決定相場が公定相場であつて單一相場(Einheitkurs)と稱せられ、特別の事情なき限り仲立人の定めた相場が公定相場となるのである。この方法は主として現物取引に用ゐられるが、定期取引においては變動相場(Schwankende Kurse)の方法が用ゐられる。即ち各個の賣買當事者間において實際に成立したる賣買値段であつて開市中常に變動するものである。而して公定相場として發表せらるゝものは寄付値段(Anfangskurs)大引値段(Schlusskurs)及び最高値段(Höchste Kurs)最低値段(Niedrigste Kurs)の四種である。

紐育株式取引所の賣買方法は相對賣買の域を超えて團體的競賣買の形を採つてゐる。今その一斑を例示せんにAなる仲買人が買値を呼ぶに當り(例へばユー・エス・スチール株三十弗)Bなる仲買人が更に買はんとするにはAの呼値よ

り八分の一(一弗に付て)又はその倍額の高値を呼ばねばならぬ(例へば三十弗八分の一又は三十弗四分の一)決してAの呼値より下値を呼んではならぬ(若し之を犯せば初犯には二十弗以下の罰金、再犯以上は一日以上の營業停止處分に附せられる)。又Cなる仲買人が賣値を呼ぶに當り(例へばユー・エス・スチール株三十一弗)Dなる仲買人が更に賣値を呼ぶにはCの賣値より同じく八分の一又はその倍額の下値を呼ばねばならぬ(例へば三十弗八分の七又は四分の三)決してCより高値を呼んではならぬ。(若し之を犯せば前記の制裁を受くる)而して買方は自己の呼値より高き呼値が現はれたときは直にその呼値を撤回せねばならぬ、又賣方は自己の呼値より安き呼値が現はれたときは直にその呼値を撤回せねばならぬ。斯くの如くして買値は高き者優先し、賣値は低き者優先する結果、市場には一個の最も高き買値と一個の最も安き賣値とがあつて買方賣方互に競争することとなる。又同一の買値を呼ぶ者が數人ある場合において、賣方は是等買方の玉全部を充たした後にあらざれば、假令多額の賣玉を有する場合においても右の買値より安き賣値を呼ぶことを得ない。之と同じく同一の賣

値を呼ぶ者数人ある場合において買方は是等賣方の玉全部を買つた後にあらざれば、假令多額の買玉を有する場合においても右の賣値より高き買値を呼ぶことを得ない、是れ値段と玉數との合成作用に依つて市場を左右せんとする投機的操縦を制止せんがためである。斯くの如き團體的競賣買の方法は歐洲諸國の取引所において見ない所であつて、我國の競賣買法に類似してゐる、是れ即ち純然たる相對賣買にあらずして一種の競賣買であるといふ所以である。

六一、賣買の單位

歐米取引所において採用せる大量取引の特殊方法は二つである。その一は賣買の數量に單位(Unit, Einheit)を設けること、その二は賣買取組に對し清算の方法(Clearing, Liquidation)を用うることである。而して賣買の單位は各國の經濟事情及び商慣習に依り一樣でない、又時に應じて變更せらるゝものであるが、現在歐米の主なる株式取引所において行はるゝ賣買の單位は次の如きものである。

(一) 倫敦株式取引所における數量の單位は左の如し。

一千磅又は千磅に相當する外貨

時價一磅未滿の株式

百株

時價一磅以上十五磅未滿の株式

五十株

時價十五磅以上の株式

十株

米貨株式

百株

尙ほ呼値に就ては額面又は拂込額に依り磅以下は分數十六分の一又はその倍數を以て表示する慣習である、呼値の單位として特に定めたものはない。

(二) 巴里株式取引所における國債證券の定期取引の單位は凡て利子額にて定められ、五分利付ならば二千五百法、四分利付ならば二千法、三分利付ならば千五百法といふが如く額面五萬法に對する利子一分の割合を基礎としたる金額を以て單位とする。株券は二十五株、債券は二十五枚を以て單位とする、但し現物取引には單位の定めがない。(一九三〇年以來一株の金額の大なるものに就き特に五株又は十株を單位とすることに改む)次に呼値の單位は定期取引において佛國々債は二法五十センチム、その他の債券及び株券は一法二十五センチム又はその倍數である、現物取引においては佛國々債は二法五十センチム、

その他の諸證券は價格三百法以下のものは二十五サンチーム、同じく三百法以上のものは一法二十五サンチーム又はその倍數である。(一九二八年六月平價切下後は金額の單位は右の五倍に改められたものと思ふ)

(三) 伯林取引所においては有價證券の定期及び現物兩取引を通じて獨逸聯邦及び各州公債は一萬マーク、獨逸貨幣にて取引せらるゝ、獨逸國內發行の有價證券は一萬五千マーク、株數にて取引せらるゝ、株券は廿五株を單位とする。但し定期取引においては五十株を普通とする。磅にて取引せらるゝものは一千磅、弗にて取引せらるゝものは五千弗、法、利又はベセタ(西班牙貨)にて取引せらるゝものは各二萬を單位とする。

(四) 紐育株式取引所においては前述の如く賣買の數量及び呼値に單位を設けてゐる。即ち公債及び債券の數量單位は額面一千弗、株券は百株とし呼値の單位は一弗の八分の一又はその倍數とする。

六二、清算及び受渡決済

取引所の賣買取引は多くの賣買物件并に多くの賣買者あり、その取引方法も

種々ありて、是等は相互に影響するのみならずその賣買取組關係は非常に複雑となるを以て、之を適當なる方法に依り整理し、以て受渡を簡便にする必要がある、之を賣買の清算(Clearing) 決済(Settlement) といふ。歐米取引所において行はるる清算の方法は彼此相同じくないけれども、その根本主旨は(一)賣買取組關係を單純化し、(二)賣買より生ずる損益を清算し、(三)最後の受渡相手方を定むるに外ならぬのである。而して清算事務は沿革上取引所の賣買事務と別個に發達したものであるから、清算所は以前は取引所と分離して存在したものであるが、漸次取引所に同化したけれども、今日尙ほ別個の機關として存するものもある。今清算の過程に就き代表的取引所たる紐育及び倫敦兩株式取引所に行はるゝものを左に概叙するであらう。

(一) 紐育株式取引所の清算會社 紐育株式取引所清算部として知られてゐるもので取引所設立後に附設せられ一九二〇年株式清算株式會社(The Stock Clearing Corporation)として獨立したものである。同取引所に於て上場せらるゝものは悉く清算に附せらるゝものではなく、賣買頻繁にして取引額多きか、又は證券の價

格高きものに限られる。即ち上場證券(千三百餘種あり)中、清算證券(Clear'd stocks)と稱するものは約四百五十種に過ぎない。且又一株乃至九十株の端株取引も清算に附せられない、是等清算に附せられない證券を非清算證券(Ex-clearingstocks)と稱するが、斯種證券の取引高は全體の約一割に過ぎないと言はれてゐる。而して紐育株式取引所の取引は大部分翌日受渡のもの(一九三三年九月以後は翌日受渡となる) (Regular Way)であるから、仲買人が非清算證券を賣買したときは普通賣買の手續を以て相手方同志に受渡を爲すが、清算證券を賣買したときは清算所を経由して清算を爲し、然る後、相互に受渡を爲すのである。例へばA仲買人がユー・エス・スチール株千株を三十弗にてB仲買人に賣却し、B仲買人は更に之をC仲買人に三十一弗にて轉賣したとすれば、Aは賣方として引渡傳票(Deliver ticket)をCは買方として受取傳票(Receive ticket)を作成し、Bは同時に賣方并に買方なるが故に兩傳票を作成する。是等の傳票は各その賣買の相手方の商號、株數、銘柄、價格、總代金、當該仲買人の商號及び番號等を記載し(引渡傳票は白紙に赤書し、受取傳票は黄紙に黒書する)之を清算所に提出する、然るとき、清

算所は之を各仲買人別に分類して夫々相手方の函へ投入する。各仲買人はこの傳票を受取りて自己の記録と對照し誤りなきときは之に依つて清算表(Clearance sheet)を作成する、即ち表の左側は買、右側は賣とし、各相手方仲買人の商號、株數、銘柄、價格及び總代金を記載するものである。この清算表は毎日午後三時市場が閉鎖されて後、間もなく完成するので當日夕方までに清算會社に提出される。この際各仲買人はその賣買上の差金勘定において益方ならば之に相當する金額を自己を受取人とし、清算會社取引機關銀行たるマンハッタン銀行(Bank of Manhattan Company)を支拂人とする手形(Draft)を振出し、又損方ならば之に相當する金額の小切手(Check)を作成して清算表に添付せねばならぬ。而してこの差金勘定の標準値段となるのは當日最後の約定値段の弗位未滿を切捨てたものを(八分の七以上は切上ぐ)之を清算値段(Delivery price)と稱する。斯くて清算會社は各仲買人の賣玉と買玉とを組合せて最後の受渡相手方を定むる。以上は清算會社夜間部の行ふ事務であるが、更に實際の受渡事務は同會社晝間部を経て實行されることとなる。從來の制度は相手方間に隨意に受渡された

が一九二九年以降斯く改められた。假りに清算値段が三十二弗に決定したとすれば、Aはその賣値との差損金二千弗を清算會社に宛て支拂はねばならぬ、Cはその買値との差益金千弗を受取ることとなり、BはAとの買約定にて二千弗の差益金を得たけれども、Cとの賣約定に依り千弗の差損金を生じてゐるから、差引千弗の受取勘定となる、即ちAの支拂ふ二千弗の差損金はBとCと各千弗づつを受取ることによつて全部の取組が決済され、最後の受渡當事者はAとCとにしてAは證券を引渡して三萬二千弗を取得し、Cは三萬二千弗を支拂つて證券を受取るのである。而して清算會社畫間部には中央受渡課(Central Delivery Department)があつて、總ての引渡傳票(Charge ticket)と貸方表(Credit list)が作成されて受渡課に提供され、受渡課は各受渡證券をその受方別に整理し置き、受方の要求に應じて證券及び附屬書類を引渡すのである。同様に差金の授受も小切手(差損)又は手形(差益)を以て受渡課を通じて行はる。

(二) 倫敦株式取引所の清算所 同所の清算所は同取引所内に設けられ、之を(Settlement Department)と稱する。清算に附せらるべき證券は賣買の多きものに

限られ、又會員は必ずしもこの清算所の會員となるものではないから、賣買せられた證券は悉く清算所を経由するものではない。又時の市場の形勢に依り増減あるも清算證券の數は二百五十種に上るといはれた。既に述べたる如く倫敦株式取引所の定期取引は二週間であるが、その決済は本來四日に亘るものにして、第一日を繰延日(Contango-day)と稱し、第二日を傳票交換日(Ticket-day)といふ、而して第三日を中間日(Intermediate-day)と唱へ、第四日を決算日(Account-day)といふ。

第一日の繰延日に於て若し賣買者にして契約中の物件を受渡せず、次の期限まで繰延べんと欲するときはその手續をせねばならぬ。之を行ふ爲めに當日午前十一時三十分に於ける市場實際値段を根據として、建値即ち繰延値段(Mark-ing-up price)が定められる。總て繰延べられる契約はこの建値に依つて決済され、然る後、更にこの建値を以て新規契約が結ばれる。例へばAなる買方がBなる賣方より大西鐵道株千株を五十五磅にて買ふ契約を爲したるに、金融俄に逼迫したる爲め相場下落して五十三磅となつたと假定せば、Aなる買方は資金を調達することを得ざるを以て、思惑を更に延長することとし、決済日に至り繰延を

爲さんと決心する。而してその日の建値が五十三磅と決定したとすればAはBの承諾を得て、一方において繰延値段を以て同一株をBに賣戻すと同時に他方において更にBを相手方として同一株を次の受渡期日を以て買受くる契約を取結ぶのである。この場合Aは舊契約の決済の爲めに二千磅の差損金を支拂ふ外に新契約の締結のために繰延料として日歩をBに支拂はねばならぬ。この日歩を Contango といふ。若し市場の形勢が右と反対となり相場が六十磅に騰貴し、繰延値段が五十八磅と決定したりとせよ、Bなる賣方はAなる買方に對し繰延を求め、舊契約の決済に依る差損金二千磅と繰延料として逆日歩を支拂はねばならぬ、この逆日歩を Backwardation といふ。而してこの日歩の高低は時の金融の繁閑に依つて決するものであるが、市場利率より低きか又は甚しく高からざるものである。何となれば若し日歩が市場利率より著しく高きときは買方は證券を擔保として銀行より資金を借入れ受渡を實行し、賣方は銀行より證券を借入れて現株を引渡すからである。凡てこの繰延取引は清算の豫備行爲であるが賣買者相互間に之を行ひ清算所は關與しない。

第二の傳票交換日に於て最後の受渡相手方を定むるのである。この事務は清算所に依つて行はれるものであつて、各賣買者はその賣買取引を爲したる證券毎に銘柄、數量、價格、相手方の氏名、住所、日付等を記載したる清算傳票を作成して清算所に振込み、清算所は之に依りて受渡の相手方を定め、又繰延値段と約定値段との差金を計算する。例へばAがコンソル公債一萬磅を八十五磅の相場にてBに賣却し、Bは之を八十六磅にてCに轉賣し、Cは又之を八十七磅にてDに轉賣し、Dは更に之を八十八磅にてEに轉賣したりと假定し、その繰延値段が八十八磅と決定したりとせよ、是等五人の賣買關係者は傳票交換日に至り各自の賣買契約に依つて清算傳票を作成し、之を清算所に提出する、然るときは清算所は中間の轉賣買者を除外し直接相手方をAとEとに定め、又各自の約定値段と決済値段との差金を授受すべき相手方を定むる。斯くてEは八千八百磅をAに支拂つてAより一萬磅のコンソル公債證券を受取り、AはEより受取りたる代金中の三百磅を賣買差金としてB、C、Dの三人に各百磅宛を支拂ふことゝなるのである。

第三の中間日は以前に無くして大戦後の改正に依り設けられたものであつて、傳票作成交換と決済との間に餘地を存したものの如く、この中間日においても傳票の交換を爲すことが出来る。

第四の決算日は前日までに決定した計算に依り最後の受渡當事者が愈々受渡を了する日である。この日午前十時より午後二時半(土曜日は正午十二時迄)に證券受渡并に差金の授受を爲すのである。而して現金及び證券の授受は各當事者間に行はれ清算所は之に關與しない。若し登録證券なるときは十日間の猶豫があるから賣方がこの間に證券を引渡さないときは買方は取引所を通じて同一の證券を賣りその損害の賠償を賣方に求むることが出来る。

六三、物産の賣買取引

最も發達したる歐米の物産取引所に於ては、その賣買取引は自ら二つの市場に別れる。その一は賣買物件が承認されたる品種を以て直に受渡されるか或は實地検査品若くは見本品に依つて直接受渡されるものである、之を現物取引("Spot transactions")といふ。その二は賣買後直ちに現金の支拂又は現物の引渡を

爲さざる先物受渡の取引であつて之を先物取引("Futures")といふのである。

第一、現物取引

いふまでもなく現品現物の即時受渡を要するが故に、賣方は現品を所持するか、又は即時引渡し得る状態に在らねばならぬ。又買方は即時現金を支拂つて現品を引取り得る準備がなければならぬ。随つてこの取引は投機的分子少く、物資の需要供給が直接に投合せられ、取引に危険性を帶ぶること鮮いものであるから、市場取引中最も確實健全なものと思惟せられてゐる。故に現物取引そのものは頗る原始的のものであるが、今日取引所に行はれてゐる現物取引は極めて複雑で且つ組織的のものである。蓋し國民が取引所の如き組織的市場を要求するに至つたのは彼等が地方的に生産した貨物のみを以ては満足し得なくなつたこと、地方の需要に超過する程の生産を爲したとき、之を他の方面に消化せしむる必要あることに因るのであるが、スミス(J. G. Smith)のいふ如く物産をして取引所の賣買物件たらしむるには少くとも五つの條件を具備せねばならぬ。即ち第一には市場不振の場合には或る程度の期間之を貯藏し得る耐久

力を必要とする。この條件に就き肉、果實、魚の如きは最も不適當なものであつたが、冷蔵装置の發達に伴ひ、漸次耐久性を有するに至り、外國輸出向の肉及び果實市場が穀物市場の様に、着々發展しつつある。第二には物産が何人にも確實に計算し、計量し得られねばならぬ。この條件が最も多く具備すれば、それだけその貨物の市場取引性が大となるのである。第三にはその品質等級が信用ある官吏に依り異なつた時期、異なつた場所において検査されても常に同一の結果を齎らす性能を有すること、之は取引上最も重要な條件である。第四には該物産の取引が賣買者多數の團體に充分の機會を與へる程に豊富なることである。第五には該物産の價格の高低が生産率を俄に變化することに依り供給を急に變更し得ない程でなくてはならぬ。然らざれば専門的賣買者は存在の餘地がない、何となれば總ての取引が生産者、商人及び消費者の間に單純な過程を以て行はれ、供給は需要に適合して過不足ないからである。現物取引と雖も、既に取引所において行はるゝ以上は單純なる現物の賣買ではなく、専門的商人が非常な努力を以て競争し、錙銖の利を争ふのであるから、その取引は極めて

複雑微妙なものとなり多少とも投機的とならざるを得ない。

第二 先物取引

賣買契約とその履行との間に若干の距離を存するものであつて、一方賣方は契約締結後或る期間を経て若干量の物品を競合された價格を以て引渡さんとし、他方買方は同一の時期に同一の數量、同一の價格を以て受取らんとするのである。是において先物取引は契約締結と契約履行とが同時でないから現物取引の如く現に商品を所有してゐないでも、契約期限までに之を提供する見込を以て賣約定を爲すことが可能である。之と同様に引取るべき商品の代價に相當する現金を所有しないでも、期限までに之を調達する見込を以て買約定を爲すことも出来る。要するに先物取引は將來に屬する契約の履行を現在において行ふのであるから、その賣買取引行爲の内容は現在及び將來に亘り、賣買物件の數量も亦た現在及び將來に跨るのである。故に賣買者は實際に履行の意思を以て爲せる賣買のみならず、全然履行の意思なくして賣買することもあるのである。然しながら將來起るべき危険を豫防し、又現在取得し得べき利益を

確保するために、この先物取引を利用することは最も普通に行はるゝ方法である。蓋し將來に起るべき危険といひ、現在に獲得し得べき利益といひ、總て商品價格の變動に依つて瞬間に生ずるものであるが、組織的市場の存在する所においては有價證券といはず、物産といはず、この危険より免れ、利益を保險することを敏速に行はねばならぬものであるから、先物取引の意義は頗る重要となるのである。

叙上の如く歐米物産取引所の賣買取引は各種の特色を有してゐるが、一般的に見て最も特殊なる賣買取引の機能として擧ぐべきは、懸繫(Hedging)鞘取(Spreading or Arbitrage)、特權付取引(Privileges or Option)の三つである。

第一 懸繫 現物を所有する者が價格の下落に依る危険を脱するため、之を先物に賣付くことをいふ。即ち賣方は弱氣で相場下落を豫想せるが故に賣の投機である。そして相場下落したときは之を買戻して賣と買との差金を收得するが、若し相場が反對に騰貴したるときは現物を引渡すものである、是れ最も單純なる懸繫である。次に商品の賣買を業とする商人に就ていへば現物の

買付を爲すと同時に之が價格變動より來る危険を避くるために取引所の先物に賣付くことも亦た普通に行はるゝ懸繫である。この場合一方に買ひ他方に賣るが故に商人は金利及び手数料の關係を別とし全く損益相平均せるを以て安全である。之と同様に製造家が製品の賣約定を爲すと同時に取引所の先物を買付くことも同じく懸繫である。即ち是等の懸繫に依つて現在及び將來に亘る商品の需要と供給とが調節せられ、その結果として商品の價格が現在及び將來に亘つて平均される。若しこの場合に不良の投機が行はるれば、之より生ずる危険は賣買者自ら負擔せねばならないから、一面からは不良投機を抑制する作用をも爲すといひ得る。

第二 鞘取 異なりたる場所に於ける價格の差異に對し、低所に買ひ高所に賣つて、その差益を收むるをいふ。例へば甲乙兩先物市場の穀價が相當の値開きあるとき同一期限同一數量を安價の市場に買付けて高價の市場に賣付くが如き之を Spreading と稱し、投機取引として最も多く行はるゝ方法である。或は甲の實物市場に買付けて乙の先物市場に賣付くが如きも亦之に屬する。次

に先物取引の期近物と先物との間に存する値開きを見て期近物を買ひ、先物を賣るのも亦た鞘取といふべきであるが、之は實物の受渡を伴はざる投機なるが故に回避せらるゝが如きも、實際においては行はるゝものと見るべきである。

第三 特権付取引 株式の場合に述べたる如く賣買の一方が他方に對し契約履行の選擇權を有するものをいふのである、即ち一定の商品を一定數量一定價格にて一定期限内に於て賣買の契約を爲し、その一方が相手方に特権料を支拂つて之が契約履行又は解除の選擇權を持つのである。而してこの特権付取引には種々の形式があつて(イ)買方が選擇權を有する場合を買方特権("Calls")と稱し、賣方が選擇權を有する場合を賣方特権("Puts")といふ、(ロ)特権者は一定期間内に賣契約若くは買契約の何れかの履行を相手方に要求し得るものを二重特権又は兩掛("Double Option or Straddle")と稱する。(ハ)特権者が契約履行に際し原契約數量を數倍にして相手方に之が履行を強要し得る權利を有するものがある、若しそれが買方特権ならば Call of more と稱し、賣方特権ならば Put of more といふ。故に之を追加オプション又は倍掛ともいふ。總て以上の特権付取引は損失を

限定する趣旨を以て起つたものであるが、若し之を濫用するにおいては賭博取引化するを以て法律を以て之を禁じたものもあるが、實際上必要なる方法であるから、株式取引所と同様に物産取引所にも行はれてゐる。特権料の高下は契約期間の長短、市場の形勢、金融の状態に依つて異なるも、亞米利加の小麥取引においては期間十五日に就き千ブッセル毎に十弗を以て普通の特権料であるといはれてゐる。

六四、物産の検査及び格付

物産の大量取引に就ては、その賣買物件の品位に標準を設けることが經濟的市場の機能を發揮するに最も必要である。主として現物の取引を爲す市場に在りては見本賣買又は銘柄賣買を爲すことあるも、先物市場に在りては一定の標準品を設け、之を目標として賣買取引するにあらざれば先物取引の目的を充分に達成することが出來ない。蓋し取引所の賣買取引は代替性を有する物件の大量的取引なるが故に、代替性の乏しいものはその賣買物件たるに適しない。随つて見本賣買の如きは現物取引には用ゐ得るも、先物取引には採用すること

を得ない。又銘柄賣買の如きも、製造品の如くその銘柄が均一多量に存在する場合でなければ實行することを得ないのである。故に物産取引所特に先物取引を圓滑に行ふためには標準物を設け、之を目的物として賣買し、實際の受渡に當りては格付の方法に依り標準物以外の物件をも代用受渡することが必要である。されば歐米の物産取引所においては標準物賣買が行はれ、随つてこの標準物を定むる方法、并に格付の方法が頗る重要な事柄となるのである。是れ株式取引所に於て見ざる特別の事柄であつて、物産取引所の特色はこの點に存するといつても可いのである。

固より取引物件の種類如何に依りこの標準物決定及び検査の方法も異なるのであるが、この事務は取引所自ら之を行ふのが普通であるけれども、亞米利加に於ては州政府においてこの事務を取扱ふ所が少くない。例へば紐育物産取引所に於ては、その業務規程に於て穀物の品質標準を規定し、入荷したる穀物又は倉庫に在る穀物の品位を検査決定するために検査局を設けてゐる。尙又検査事務と關聯して秤量事務をも行つてゐるが、或る場合には州政府自ら是等の

事務を行ふこともある。紐育物産取引所においても同様に麥粉の検査及び秤量事務を取扱ひ、且つ化學者がゐて棉實製品の分析を行つてゐる。又紐育商品取引所においては、バター及び鶏卵の取引に適用すべき規則を作成する二委員會があつて、バターに就ては一〇〇點を基準として香氣、肉體、鹹味、色澤及び荷造等各種の方面から之を採點して最優一等、二等及び三等に分類するのである。

物産の格付及び検査事務に就ては、各國各地その趣を異にするが、今ウェルド教授(Prof. Weld)の説く所に依り亞米利加に於ける制度の一斑を述べんに、亞米利加に於ける検査制度を見るに、例へば小麥の如き同一種類の産物で種々異なつた品質のものが混合して賣出されるときは、成規の手續を経て成立せる検査局がその商品を検査し、その品位を決定する。勿論斯種の検査事務は最も有効に且つ公平に行はれることはいふまでもない。バター及び鶏卵の如き少量の物件が取引所の立會場で賣出される場合には、その賣出品を検査する機會が與へられなかつたとき、そのバター及び鶏卵の品位に關し議論を生ずることは有り得べきことである。故に斯種の取引所に於ては検査官がつて、その検査を受くるこ

とになつてゐる。この検査は強制的ではないが、取引所の會員は何時でもパタ及び鶏卵の大量に對し鑑定を爲し等級別を爲すために検査官の検査を求むることが出来る。又卸賣市場のパタに對し取引所検査官の鑑定を受け、その検査証明を受くることもある。されば是等の検査官は取引所の組合にて雇入れてゐるからして、知らず識らず賣買者のために便宜に取扱ふといふ疑惑が起り得る。之に對し何等適當な調査は行はれてゐないけれども、出來得るならば政府が別に利害關係のない検査官を任命することが望ましいことであるといはれてゐる。

然しながら穀物及び棉花の如き大部分標準物賣買に附せられ、且つ先物取引が行はれる物産に就ては商品の検査及び鑑定が最も重要なことである。而して穀物の検査制度は先づ各所の穀物取引所において發達したが、州検査制度が普通に採用せられ、特に主要なる穀物原產地市場を包含してゐる諸州において然りとする。現今検査事務を私設取引所から取上げて政府事業と爲せるもの八州に達してゐる。即ちイリノイス、ミネソタ、ウイスコンシン(ミルウォーキー

を除く)、ミゾリ、カンサス、モンタナ、オクラホマ及びワシントンの各州がそれである。大西洋沿岸市場に於ける検査事務は今尚ほ取引所に於て實施されてゐる。試みにミネソタ州の穀物検査制度を説示せんに、同州では一八八五年初めて州穀物検査所を設置した。穀物検査局(Grain Inspection Department)は鐵道及び倉庫委員會に依つて任命された検査局長の監督下に在りて、方面をミネアポリス及びダラスの二大地區に別ち、他の六箇所に事務を擴張してゐる。検査官は最も嚴密なる試験の上にて任命され、各検査官は最初補助員の地位に置かれ、本官に空位を生じ、且つその事務に練達したときに昇進させる。穀物検査局の外に二つの訴願局(Board of Appeal)が設けられ、その一はミネアポリスに他の一はダラスに在る。之には各三人の委員が州知事から任命され、穀物検査局が各一年間採用すべきミネソタ公定格付を作成する任務を負ふと共に州検査局から上申したる格付決定の審査を爲すものである。

その検査方法は、以前はミネアポリス地域内に入りたる汽車の列車窓口において検査したけれども、光線、天氣、氣候等の變化に依つて検査官がその最高能率

を擧ぐることに出来ないために、久しき以前より列車窓口検査を廢して、室内即ち事務所検査を以て之に代へてゐる。現在の検査方法は先づ第一に、一隊の見本取人があつて、各列車から見本を取るものである。そしてこの見本は列車がミネアポリス地域内に入つた時に取るのもあれば、遙か隔つた地點に在る列車から取つて之を旅客列車の前部の貨物列車にて送致するものもある。凡て是等のミネアポリス宛の見本は州検査事務所に集められ、此處にて検査が實行される。斯くて穀物の大部分は實物が最後の市場に到達する以前にその格付が決定される。

若し荷主にして州検査局の格付に不服あるときは再検査を要求する。再検査は同局で行はれるが、それにも尙ほ不服なるときは前記の訴願局に對し審査を請求することが出来る。而してこの州検査に就ては物産の生産者又は使用者夫々の立場に於て不平が絶えないので、結局この検査事務を聯邦政府を行はしむべしとの論が有力となり、遂に一九〇九年聯邦議會は棉花の標準格付を作成すべき權力を農務省に與へたので、農務省は調査研究の結果、ミッドリン

グその他八種の標準物を定めた。この國定格付は未だ強制されてはゐないが、一般の取引に採用せられ、特に一九一四年の合衆國棉花先物法に依り受渡される棉花市場に於ては強制的に採用されてゐる。又穀物の標準格付設定に就ては既に一九〇七年の聯邦議會に於て農務省に之が調査を命じたのであるが、この事業は頗る困難であつて、漸く一九一四年一月に至つて聯邦穀物格付表が作成された。之が採用は強制するものではなかつたが、數箇月の中に數州の検査局及び多くの穀物取引所において之を採用し、概して中西部の穀物原産地市場においては之を用ゐ、東部沿海地方の市場では未だ之を採用するに至らないといふ。蓋し穀物の國定格付に就ては政治的の考慮に依つて公平なる決定を爲し得ざること、即ち有力なる穀物及び製粉業者に利益にして農業者に不利益なる決定を爲すの疑惑あり、各州の利害同一ならざるため未だ國定格付が一般に採用せられないのである。

參考書

F. E. Armstrong, The Book of the Stock Exchange (1934).
 E. Bagehot Lombard Street, (Reprintel 1922).
 Bear and Woodruff Commodity Echanges (1929).
 J. Bernhart, Die Böree (1906).
 British Government, Report of the Royal Commission (1918).
 A. Cragg, understanding Investment (1933).
 J. R. Dos Passos, Treatise on the Law of Stock Broker and Stock Exchange (1905).
 C. Duguid, The history of the Stock Exchange (1901).
 H. C. Emery, Speculation on the Stock and Produce Exchange of the U. S. (1896).
 I. Fisher, Stock Market crash and after (1930).
 G. Gibson, The Stock Exchange of London (1889).
 R. Hilderling, Das Finanzkapital(1927).
 S. S. Huebner, The Stock Market (1922).
 Hughes Commission, Report of the Governor's Committee on Speculation in Securities and Commodities (1909).
 F. Lavington Ths English Capital Market (1921).
 E. Meeker, The Work of the Stock Exchange (1923).
 Pfleger und Gteschwind; Börsen-reform in Deutschland(1896).

A. P. Poley, The History, Law and Practice of the Stock Exchange (1907).
 S. Pratt, The Work of Wall Street (3d ed. 1921).
 H. Packinson, ABC of Stocks and Shares. (1925).
 S. Schütze, Die Böree und die Börengesohäfte (1920).
 J. G. Smith, Organiged Produce Markets (1922).
 F. S. Todman, Wall Street Accounting (1921).
 W. C. Van Antwerp, The Stock Exchange within (1914).
 L. D. H. Weld, The Marketing of Farm Produce (1919).
 W. H. Whyte, The Stock Exchange (1924).
 江 口 駒 之 助 歐米取引所 明治三十五年
 大阪株式取引所編 取引所に關する判例集 昭和五年
 河 合 良 成 取引所講話 大正十年
 神戸經濟新聞社編 海外取引所研究 大正十二年
 小 山 正 之 助 取引所研究(増補) 昭和四年
 佐 野 善 作 取引所投機論 大正二年
 清 水 吉 松 米穀投機論 大正二年
 田 中 太 七 郎 日本取引所論 明治四十三年
 東京株式取引所編 東京株式取引五十年史 昭和三年

取引所概論

長 滿 欽 司	取引所要論
同 上	株式取引所機能論
福 田 敬 太 郎	取引所職能論
藤 田 國 之 助	取引所論
向 井 鹿 松	綜合取引所論
榎 山 仁 三 郎	株式賣買
渡 邊 千 代 三 郎	歐米取引所

大正十三年
 昭和七年
 昭和四年
 昭和六年
 昭和七年
 明治四十三年
 明治三十四年

附錄諸表 目次

第一表	昭和九年産米格付表
第二表	綿絲清算取引受渡品格付表
第三表	生絲格付表
第四表	人造絹絲格付清算取引受渡品格付表
第五表	砂糖清算取引格付表
第六表	東京株式取引所手数料表
第七表	大阪株式取引所手数料表
第八表	横濱取引所手数料表
第九表	米格付清算取引手数料表
第十表	綿絲格付清算取引手数料表
第十一表	人絹清算取引手数料表
第十二表	砂糖清算取引手数料表
第十三表	株式長期取引賣買本證據金及委託本證據金定率表
第十四表	株式短期取引證據金定率表

格付表

三、運搬料
業務規程第十八條ニ依ル運搬料當分ノ内左ノ通定ム

倉庫所在地	單位	料金	摘要
京橋區明石町及同區月島	一俵ニ付	金四錢	
芝浦	一俵ニ付	金參錢	
深川區東扇橋町及同區猿江町	一俵ニ付	金貳錢	
王子區及豐島區	一俵ニ付	金拾錢	
橫濱市及川崎市內	一俵ニ付	金拾貳錢	
庄内米々券受渡ノ場合	一俵ニ付	金四拾錢	

四、倉庫業者

業務規程第十八條及第十九條ノ倉庫業者左ノ通リトス
 東京府東京市日本橋區綱殼町一丁目十九番地
 同 京橋區月島西河岸通九丁目七番地
 同 日本橋區箱崎町三丁目一番地
 同 深川區龜住町四十番地
 同 日本橋區江戸橋一丁目一番地
 同 日本橋區南茅場町七十一番地
 同 深川區門前仲町一丁目二十七番地ノ五
 同 京橋區越前堀二丁目二十八番地ノ一

株式東京米穀商品取引所
 日本倉庫株式會社
 東神倉庫株式會社東京支店
 帝國倉庫運輸株式會社
 三菱倉庫株式會社
 三澤倉庫株式會社
 東京倉庫株式會社
 株式住友倉庫東京支店

同 京橋區小田原町二丁目二十五番地ノ三
 同 神田區花岡町一番地
 同 芝區芝浦町一丁目一番地
 神奈川縣橫濱市神奈川區千若町一丁目二番地
 同 中區新港町稅關構内
 同 中區海岸通二丁目四番地
 同 神奈川區千若町二丁目一番地
 同 中區綠町四番地
 同 神奈川區表高島町四番地
 同 中區新港町稅關構内
 同 神奈川區平沼町一丁目十六番地
 山形縣酒田市秋田町四十番地
 同 鶴岡市三日町二、三、四番地
 同 西田川郡上郷村大字大廣宇山崎三十五番地
 其他ノ倉庫業者ノ保管米ニ對シテハ株式會社東京米穀商品取引所ノ發行スル再保管倉荷證券ニ限ル

乾倉庫土地株式會社
 秋葉原驛鐵道倉庫
 臨港倉庫株式會社
 橫濱倉庫株式會社
 東神倉庫株式會社橫濱支店
 三菱倉庫株式會社橫濱支店
 三澤倉庫株式會社橫濱支店
 橫濱船渠株式會社倉庫部
 橫濱共立倉庫株式會社
 橫濱新港倉庫株式會社
 株式橫濱貿易倉庫
 株式酒田米穀取引所
 株式鶴岡米穀取引所
 合資會社水澤倉庫

格付表

第二表 綿絲清算取引受渡品格付表 (東京米穀商品取引所 第二部昭和十年一月期)

一、本表ハ標準品ニ對スル壹捆ノ格差ヲ示ス
二、本表所載ノ受渡品中總糸ハ綾總トシ小總ハ總テ當該各銘柄格付ヨリ壹捆ニ付金貳圓下ゲトス
三、左總二十一番手ハ當該各銘柄格付ヨリ壹捆ニ付金貳圓上ゲトシ左二十二番手ハ前同様金四圓上ゲトス

會敷紡績株式會社製	東洋紡績株式會社製	大日本紡績株式會社製	日清紡績株式會社製	三光紡績株式會社製	東洋モスリン株式會社製	東京モスリン紡績株式會社製	相模紡績株式會社製	同社製	東洋紡績株式會社製	鐘ヶ淵紡績株式會社製	富士瓦斯紡績株式會社製
三馬標	金魚標	郡山標	赤龍標	三光標	福柳標	赤鳥標	赤飛車標	赤三標	赤王子標	赤鐘標	赤富士標
同	同	同	同	同	同	同	格下壹圓	同	同	格上壹圓	標準品
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	格下壹圓
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

德島紡績株式會社製	大阪織物株式會社製	内海紡績株式會社製	富士瓦斯紡績株式會社製	倉敷紡績株式會社製	岸和田紡績株式會社製	和歌山紡績株式會社製	東洋紡績株式會社製	長崎紡績株式會社製	日ノ出紡績株式會社製	天滿織物株式會社製	岸和田紡績株式會社製	錦華紡績株式會社製	出雲製織株式會社製	旭紡績株式會社製	福島紡績株式會社製
三虎標	駱駝標	金波標	赤五星標	月兔標	笹標	社標	地球標	寶來標	蛇ノ目標	星三標	寶笠標	金鳥標	白魚標	晚鳥標	福助標
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

格付表

株式會社	宇部紡績株式會社	和歌山染工株式會社	岸和田紡績株式會社	大阪紡績株式會社	佐野紡績株式會社	名古屋紡績株式會社	東海紡績株式會社	明正紡績株式會社	近江帆布株式會社	內外紡績株式會社	和泉紡績株式會社	吉見紡績株式會社	愛知織物株式會社	昭和紡績株式會社	中央紡績株式會社
株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
△	◇	○	⊙	⊙	⊙	龍	△	三	一	赤	▲	社	蝶	昭	金
張仙送子標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標	標
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六圓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第三表 生絲格付表 (横濱取引所)

日高紡織株式會社製	辻紡績株式會社製	內外紡績株式會社製	平田製網株式會社製	株式會社北泉紡績所製	松太綿右株式會社製
△	◇	金幣標	赤笛標	赤福々標	雙龍標
同	同	同	同	同	同
八圓	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
九圓	八圓五拾錢	同	同	同	八圓

階級	補助 織度偏差 デニール以上 デニール以下	主要検査許容限度			綜合點	格等級
		大 中 類 (點)	小 類 (點)	絲條斑劣等 (點)		
a	一、四〇同	一、三〇以下	八〇同	八〇同	八〇〇以上	A A A
	一、四〇同	一、三〇以下	八〇同	七〇同	七五〇以上	A A
b	一、六〇同	一、三五以下	八〇同	七〇同	八三〇以上	A
	一、七〇同	一、三〇以下	七五同	七〇同	八〇〇以上	B
c	一、八〇同	一、四〇以下	七〇同	六〇同	八〇〇以上	C
	一、九〇同	一、四〇以下	六五同	五〇同	七五〇以上	D
d	二、一〇同	一、六〇以下	六〇同	五〇同	七三〇以上	E
	二、二〇同	一、六〇以下	五五同	四〇同	七〇〇以上	F
e	二、三〇同	一、六〇超過	五〇同	四〇同	六五〇未滿	G

格付表

検査限度	再練 (再)		強力 (瓦)	伸度 (%)	抱合 (重)
	デニール以下	デニール以上			
五以下	四同	六以下	七以下	七以下	八以下
三〇以上	五同	七〇同	六〇同	七〇同	七〇同
一八〇同	三〇〇以上	三〇〇以上	三〇〇以上	三〇〇以上	三〇〇未滿
三五同	一七〇同	一七〇同	一七〇同	一七〇同	一七〇同
二五同	二〇同	二〇同	二〇同	二〇同	二〇同
一五同	三〇同	三〇同	三〇同	三〇同	三〇同

第四表 人造絹絲格付清算取引受渡品格付表 (東京米穀商品取引所)

(備考) A A A格ニシテ綜合點九十點以上ノ成績ヲ有スルモノハ特別優等品トシテ特別 (Special) A A Aヲ以テ表示ス

一、本表ハ標準品 (東洋レリオン株式会社製造百二十デニール一等品) ニ對スル壹枚 (百封度) ノ格差ヲ示ス

製造會社名	百二十デニール		百五十デニール	
	等級	格差	等級	格差
東洋レリオン株式会社	壹等品	標準品	壹等品	格下五圓
帝國人造絹絲株式會社岩國工場	No. 1	格上壹圓	No. 1	同四圓
同 廣島工場			No. 1	同五圓
倉敷絹織株式會社倉敷工場	壹等品	同	壹等品	同
同 新居濱工場	壹等品	同	壹等品	同
東洋紡績株式會社	孔雀地球壹等品	同	孔雀地球壹等品	同

日本レリオン株式会社	銀鳥	格下五拾錢	銀鳥	同五圓五拾錢
同		同		
旭ペンベルグ絹絲株式會社大津工場	CA	同貳圓	CA	同七圓
同 延岡工場	CA	同五拾錢	C	同九圓
東京人造絹絲株式會社				

第五表 砂糖清算取引格付表 (會員組織東京砂糖取引所)

一、昭和十年二月期ヨリ四月期迄ノ受渡ニ供用シ得ル前年度糖 (昭和八年十月ヨリ同九年六月迄ニ製造セラレタルモノ)

臺灣製糖株式會社製	分蜜糖中双目	
鹽水港製糖株式會社製	同	
大日本製糖株式會社製	同	和百斤ニ付金三十錢格下
明治製糖株式會社製	同	
新高製糖株式會社製	同	
帝國製糖株式會社製	同	金四十三錢格下
新興製糖株式會社製	同	
昭和製糖株式會社製	同	金四十錢格下

格付表

臺灣製糖株式會社製 同
臺東製糖株式會社製 同

TSB 標 同 金七十五錢格下
TSH 標 同 金五十錢格下

二、昭和十年二月期ヨリ六月迄ノ受渡ニ供用シ得ル當年産糖(臺灣産分蜜糖中双目ハ昭和九年十月ヨリ同十年六月迄ニ製造セラレタルモノ、爪哇産分蜜糖中双目ニシテ昭和九年四月ヨリ十一月迄ニ製造セラレタルモノハ昭和十年一月期ヨリ五月期迄、昭和十年四月ヨリ六月迄ニ製造セラレタルモノハ昭和十年六月期)

(イ) 標準品

臺灣製糖株式會社製 分蜜糖中双目 TAB 標
(ロ) 相當品

大日本製糖株式會社製 同
鹽水港製糖株式會社製 同
明治製糖株式會社製 同
新高製糖株式會社製 同
帝國製糖株式會社製 同
(ハ) 格下品
新興製糖株式會社製 同
昭和製糖株式會社製 同
臺灣製糖株式會社製 同
臺東製糖株式會社製 同
TSB 標 同 金四十五錢格下
SOA 標 同 金十錢格下
SAA 標 和百斤ニ付金十三錢格下
TEANSA 標 同
III 標 同
ESBDSA 標 同
TSH 標 同 金二十錢格下

(ニ) 代用品

爪哇産分蜜糖中双目(但シ和蘭標本色相第十六號以上第二十二號未滿ニ該當セサルモノアリト認メタルトキハ第七十七條第二項ノ規定ニ依リ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得)ニシテ關稅定率法輸入稅表番號四〇砂糖ニシテ査定ヲ受ケタルモノ和百斤ニ付金一圓三十五錢格下
但シ砂糖消費稅法第三條一砂糖第三種ノ査定ヲ受ケタルモノヲ受渡ニ提供シタル場合ハ別ニ稅關査定斤量每百斤ニ付金二圓二十錢(砂糖消費稅法第三條一砂糖第二種第三種ノ稅金ノ差額)ヲ賣方ヨリ徵收シテ本所之ヲ保管シ買方ヨリ該物件ヲ内地直接消費トシテ引取リタルコトヲ本所指定ノ手續ニ依リ保稅倉庫法第七條ノ期間内ニ申出タルトキハ其ノ部分ニ付保管金ヲ買方ニ交付シ買方ヨリ該物件ヲ原料糖ニ使用シ若ハ輸出シタルコト又ハ保管金ノ請求ヲ爲ササルコトヲ申出タルトキ又ハ保稅倉庫法第七條ノ期間内ニ保管金ノ請求ヲ爲ササルトキハ保管金ヲ賣方ニ返付ス
三、昭和十年六月期ノ受渡ニ供用シ得ル前年度産糖(爪哇産分蜜糖中双目ニシテ昭和九年四月ヨリ十一月迄ニ製造セラレタルモノ)本格付表ノ二所定ノ格付ヨリ和百斤ニ付金二十錢格下

第六表 東京株式取引所手数料表 (昭和九年五月一日改正 同年十二月一日現在)

- 一、本表料率ハ國債地方債及社債ニ付テハ額面百圓、外國國地方債及社債ニ付テハ英貨額面ハ一磅ヲ十圓、佛貨額面ハ一法ヲ四十錢米貨額面ハ一弗ヲ二圓ヲ以テ換算シタル額面百圓相當額、其他ハ法定平價トシ、株式ニ付テハ一株ノ定額ヲ示ス。
- 二、賣買手数料ノ徵收標準ハ長期取引ニ在リテハ新規帳入値段、實物取引ニ在リテハ約定値段ニ依ルモノトス、短期取引ニ在リテハ受渡標準値段ニ依ルモノトス。
- 三、長期取引ニ在リテハ受渡又ハ仕切賣買毎ニ、短期取引ニ在リテハ新規及ビ仕切賣買毎ニ徵收ス。
- 四、委託手数料ノ徵收標準ハ約定値段ニ依ルモノトス。

一、長期清算取引

種別	(イ) 債券	
	本	賣買
建	現	手
	現	現
料	落	委託手数料

社 地	方	債 債
一〇	一〇	二〇
二〇	二〇	一五〇

(ロ) 株式

徵收標準	賣買手数料	委託手数料
二五未滿 ^円	七厘	八〇厘
五〇同	一〇	一〇〇
一〇〇同	一四	一二〇
一五〇同	一八	一四〇
二〇〇同	二二	一七〇
二五〇同	二六	二〇〇
三〇〇同	二九	二五〇
以上五〇圓未滿ヲ増ス毎ニ	三	五〇

第七表 大阪株式取引所手数料表 (昭和九年十二月一日現在)

一、長期清算取引
(イ) 諸會社株式

一株ノ價格
賣買手数料
委託手数料

二五未滿 ^円	二五厘	一〇〇
五〇同	二七	一三五
一〇〇同	三〇	二〇〇
一五〇同	三七	二七五
二〇〇同	四二	三五〇
二五〇同	四五	四五〇
三〇〇同	五五	五五〇
以上五〇圓未滿ヲ増ス毎ニ	六七	
以上一〇〇圓未滿ヲ増ス毎ニ	一五	二五

(備考) 賣買手数料、委託手数料共前記ノ利率ヲ以テ新規賣買タルト反對賣買タルトヲ問ハス各賣買毎ニ之ヲ徵收ス
(ロ) 國債其他ノ債券

種 類	徵收標準	本 建	即日落	委託手数料
國 債	額面一〇〇圓ニ付	八厘	四厘	八〇厘
地 債	同上	八厘	四厘	九〇
社 債	同上	八厘	四厘	一〇〇

手数料表

(備考)

- 一、外國々債、地方債及社債ニ付テハ英貨額面ハ一磅ヲ十圓、佛貨額面ハ一法ヲ四十錢、米貨額面ハ一弗ヲ二圓、其他ハ必要ニ應ジテ決定ス。
- 二、賣買手数料、委託手数料共新規賣買ノ際一時ニ之ヲ徵收シ落玉トナル場合ハ徵收セサルモノトス。

二、短期清算取引

(イ) 甲 部

一株ノ價格	賣買手数料		委託手数料	
	本建	即日落	普通	乗換
五〇未満	一九厘	一四厘	一五〇厘	一二五厘
七五同	二一	一五	一〇〇	一七五
一〇〇同	二二	一六	二〇〇	二〇〇
一二五同	二四	一七	二五〇	二二五
一五〇同	二六	一九	三〇〇	二七五
一七五同	二九	二一	三五〇	三〇〇
二〇〇同	三二	二三	四〇〇	三二五
以上五〇圓未満ヲ増ス毎ニ	二	本建率ノ二割七分五厘減	五〇	普通率ヨリ二錢五厘引

(ロ) 乙 部

一株ノ價格	賣買手数料		委託手数料	
	本建	即日落	普通	乗換
五〇未満	一〇厘	五厘	一五〇厘	一二五厘
一〇〇同	一五	七・五	二〇〇	一七五
一五〇同	二〇	一〇	二五〇	二〇〇
二〇〇同	二二	一一	三〇〇	二二五
以上五〇圓未満ヲ増ス毎ニ	二	一	二	普通率ヨリ二錢五厘引

(備考)

- 一、賣買手数料ハ左ノ區別ニ依リテ之ヲ徵收ス。
 - (イ) 本建率ヲ適用セラルベキモノ (1) 新規建玉及買建玉 (2) 兩建玉 (3) 既存繰延玉ノ轉賣玉又ハ賣戻玉 (既存繰延玉ノ乗換ノ爲ニスル決済落玉ヲ含ム) (4) 翌日受渡玉
 - (ロ) 即日落率ヲ適用セラルベキモノ (1) 「バイカイ」ニ依リ即日落トナルベキモノ (2) 「バイカイ」ニアラザル即日落玉 (乗換ノ爲ニスル「バイカイ」ノ即日落トナルベキモノ)
- 二、委託手数料ハ前記ノ料率ヲ以テ新規賣買タルト反對賣買タルト問ハズ各賣買毎ニ之ヲ徵收ス。

三、實物取引

(イ) 諸會社株式

一株ノ價格	賣買手数料	委託手数料
一	一	一

手数料表

種 類	國債	五〇未滿 五〇以上	徵收標準	賣買手数料	委託手数料
	地方債	一五〇未滿 三五〇同			
以上一〇〇圓未滿ヲ増ス毎ニ					
(ロ) 國債其他ノ債券					

種 類	國債	額面一〇〇圓ニ付	徵收標準	賣買手数料	委託手数料
	地方債	同上			
社債					
同上					

(備考) 外國々債、地方債及社債ニ付テハ英貨額面ハ一磅ヲ十圓、佛貨額面ハ一法ヲ四十錢、米貨額面ハ一弗ヲ二圓其他ハ必要ニ應ジ之ヲ決定ス。

第八表 横濱取引所手数料表 (昭和九年八月一日現在)

一、蠶絲清算取引 (六ヶ月)

約定代金(百斤ニ付)	賣買(取引所)手数料		委託(取引員)手数料	
	既入	未入	三ヶ月限定	四ヶ月限定 五ヶ月、六ヶ月限
九〇〇未滿	九四錢	六八錢	三、五〇	四、五〇
一、一〇〇同	一、〇一	七一	四、〇〇	五、〇〇
一、三〇〇同	一、一八	八三	四、六〇	五、六〇
一、五〇〇同	一、三四	九四	五、三〇	六、三〇
一、七〇〇同	一、五一	一〇五	六、一〇	七、一〇
以上二〇〇圓以下ヲ増ス毎ニ	一七	一二	一、二〇	一、七〇

二、株式清算取引 (四十日)

約定代金(一株ニ付)	賣買取引所手数料		委託取引員手数料	
	既入	未入	毎月三日ヨリ月末迄	毎月十日ヨリ受渡日迄
二五未滿	一八厘	一三厘	一九〇	一六〇
五〇同	二二	一四	二四〇	二一〇
七五同	二二	一六	二七〇	二四〇

第十表 綿絲清算取引手数料表

(東京米穀商品取引所第二部(綿絲部)
昭和九年十二月一日現在、十欄に付)

一欄賣買値段段	賣買手数料	委 託 手 数 料			
		一ヶ月限	三ヶ月限	四ヶ月限	六ヶ月限
二六〇未滿	八六錢	六、二〇	六、四〇	六、八〇	七、四〇
二七〇同	八八	六、四〇	六、六〇	七、〇〇	七、六〇
二八〇同	八八	六、六〇	六、八〇	七、二〇	七、八〇
二九〇同	九〇	六、八〇	七、〇〇	七、四〇	八、〇〇
三〇〇同	九二	七、〇〇	七、二〇	七、六〇	八、二〇
三一〇同	九四	七、二〇	七、四〇	七、八〇	八、四〇
三二〇同	九六	七、四〇	七、六〇	八、〇〇	八、六〇
三三〇同	九八	七、六〇	七、八〇	八、二〇	八、八〇
三四〇同	一〇〇	七、八〇	八、〇〇	八、四〇	九、〇〇
三五〇同	一〇二	八、〇〇	八、二〇	八、六〇	九、二〇
三六〇同	一〇四	八、二〇	八、四〇	八、八〇	九、四〇
三七〇同	一〇六	八、四〇	八、六〇	九、〇〇	九、六〇
三八〇同	一〇八	八、六〇	八、八〇	九、二〇	九、八〇
三九〇同	一一〇	八、八〇	九、〇〇	九、四〇	一〇、〇〇

四〇〇同	一一二	九、〇〇	九、六〇	一〇、二〇
------	-----	------	------	-------

(備考)

- 一、賣買手数料は一欄賣買値段二百六十圓未滿は總て八十六錢とし、四百圓以上は十圓を増す毎に十圓に付二錢宛を追加する。
- 二、委託手数料は一欄賣買値段二百六十圓未滿は値段の高下に拘らず一ヶ月限一三ヶ月限は六圓二十錢、四ヶ月限一六ヶ月限は六圓八十錢、七ヶ月限一九ヶ月限は七圓四十錢と爲し、四百圓以上は十圓を増す毎に各限月共一欄に付二錢宛を追加する。
- 三、右委託手数料率は大正十二年三月認可のものである。

第十一表 人絹格付清算取引手数料表

(東京米穀商品取引所人絹部)
昭和九年十二月一日現在、十枚に付)

百封度賣買値段段	賣買手数料	委 託 手 数 料			
		一ヶ月限	三ヶ月限	四ヶ月限	五ヶ月限
七五圓以上一〇〇圓未滿	二五錢	五、二〇	五、四五	五、七〇	五、七〇
一〇〇圓以上一五〇圓未滿	二五	五、四五	五、九五	六、四五	六、四五
一五〇圓以上二〇〇圓未滿	二五	五、九五	六、四五	六、九五	六、九五
二〇〇圓以上二五〇圓未滿	二五	六、四五	七、四五	七、四五	七、四五
二五〇圓以上三〇〇圓未滿	二五	七、四五	七、七〇	七、七〇	七、九五
三〇〇圓以上	二五	七、七〇	七、七〇	七、七〇	八、二〇

證據金定率表

同第新	同日新	大日新	同亞新	東亞新	白煉瓦	日本皮革	熱帶產業	同新	合同油	帝國火藥	同新	日本ハイン	帝國製麻	同新	東京モスリン
四	三	六	三	五	五	六	三	三	六	四	三	四	三	四	二
八	六	一	六	一	一	一	六	六	一	八	六	八	六	八	四
七尾セメント	豐國セメント	同新	磐城セメント	同新	日本セメント	同新	同新	淺野セメント	同新	日清製粉	日本粉	森永	同新	同新	同新
三	三	三	四	三	四	三	三	四	五	七	三	三	四	八	五
六	六	六	八	六	八	六	六	八	一	一	六	六	八	一	一
同新	同新	南海鐵道	同新	同新	東武鐵道	同新	同新	同新	同新	同新	同新	同新	同新	同新	同新
三	三	四	二	三	四	三	四								
六	六	八	四	六	八	六	八								

三三

同優先	日本鋼管	同新	東京製網	同新	三菱鐵業	同新	入山探炭	同新	磐城炭礦	同新	九炭汽船	同新	同優先	北海炭礦	東京電氣	同新
八	一	二	四	六	五	八	三	八	四	六	三	六	三	五	五	六
一	二	四	八	一	二	一	一	六	六	一	六	一	二	六	一	一
日本興銀	橫濱正金	【第三部】	三池室素	同新	昭和肥料	同新	電氣化學	同新	日本窒素	同新	人造肥料	同新	同新	同新	同新	同新
四	八		四	三	五	三	五	四	五	三	五	六	八	六		
八	一	六	八	六	一	六	一	八	一	六	一	六	一	二	一	一
同新	東洋モスリン	同新	王子製紙	同新	玉川水通	同新	秋田木材	同新	東洋拓殖	同新	東京建物	同新	日本不動產	同新	同新	同新
三	四	五	六	二	五	三	六	二	三	三	四	三	四	三	三	三
六	八	一	一	二	四	一	一	二	四	六	六	八	六	八	六	六

證據金定率表

三二

證據金定率表

三菱鐵	定率	日	石	定率	日	產	定率	鋼	管	定率	人	造	定率	電	燈	定率	日	電	定率	新	船	定率	
500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	1,000迄	無證	2,000迄	無證	2,000迄	無證	1,000迄	無證	1,000迄	無證	1,000迄	無證	1,000迄	無證
1,000迄	無證	500迄	無證	1,000迄	無證	1,500迄	無證	500迄	無證	2,000迄	無證	2,000迄	無證	2,000迄	無證	2,000迄	無證	1,000迄	無證	1,000迄	無證	1,000迄	無證
1,010以上	六圓	500以上	四圓	1,010以上	六圓	1,500以上	七圓	2,010以上	五圓	2,010以上	五圓	2,010以上	三圓	1,010以上	三圓	1,010以上	四圓	1,010以上	四圓	1,010以上	四圓	1,010以上	三圓
新滿鐵	定率	第二滿鐵	定率	新日糖	定率	明	糖	定率	王子紙	定率	新麥酒	定率	新淺野	定率									
500迄	無證	2,000迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證	500迄	無證
500以上	四圓	2,010以上	三圓	500以上	三圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓	1,000迄	四圓

(口) 株式短期取引委託本證據金定率表 (一株=付)

銘柄	新東	銘柄	日產	銘柄	鋼管	銘柄	電燈	銘柄	日電	銘柄	新船	銘柄	新滿鐵	銘柄	第二滿鐵	銘柄	新日糖	銘柄	明糖				
定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓	定率	一六圓
新大株	鐘紡	新鐘	日清紡	新帝人	日魯	炭礦	三菱	日石															
一〇圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓	六圓

昭和十年四月一日印刷
昭和十年四月五日發行

2,30



定價金參圓貳拾錢

著者 北崎進
發行者 長井善藏
印刷者 下川隆博
東京市本郷區菊坂町三十八番地
東京市神田區神保町一ノ三三番地

東京・吉力ア印刷社・神田

發行所

東京市神田區駿河臺

明治大學出版部

電話神田(25)一、一九一番
振替口座東京三二六五番

1546

2

~~678~~
~~141~~

676

KI75

終